令和3年12月市議会定例会提出案件

提出案件 38 件 議案 38 件 議案 38 件 条例案件 5 件 単行案件 25 件

I 予算案件

- 1 令和3年度会津若松市一般会計補正予算(第11号)
- 2 令和3年度会津若松市水道事業会計補正予算(第1号)
- 3 令和3年度会津若松市下水道事業会計補正予算(第1号)
- 4 令和3年度会津若松市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 5 令和3年度会津若松市観光施設事業特別会計補正予算(第2号)
- 6 令和3年度会津若松市扇町土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)
- 7 令和3年度会津若松市介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 8 令和3年度会津若松市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

Ⅱ 条例案件

- 1 会津若松市復興産業集積区域における市税の課税免除に関する条例を廃止する条例
- 2 福島県特定事業活動振興計画に基づく市税の課税免除に関する条例
- 3 会津若松市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改 正する条例
- 4 会津若松市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 5 会津若松市国民健康保険条例の一部を改正する条例

Ⅲ 単行案件

- 1 会津若松市行仁コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 2 会津若松市日新コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 3 会津若松市城北コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 4 会津若松市城西コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 5 会津若松市松長コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 6 会津若松市真宮コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 7 会津若松市鶴城コミュニティセンターの指定管理者の指定について

- 8 会津若松市城南コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 9 会津若松市謹教コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 10 財産の無償譲渡について
- 11 会津若松市北会津デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 12 会津若松市天神ふれあいセンターの指定管理者の指定について
- 13 会津若松市北会津保健センターの指定管理者の指定について
- 14 会津若松市文化センターの指定管理者の指定について
- 15 會津風雅堂の指定管理者の指定について
- 16 会津能楽堂の指定管理者の指定について
- 17 会津若松市御薬園の指定管理者の指定について
- 18 会津若松市市民スポーツ施設の指定管理者の指定について
- 19 会津若松市コミュニティプールの指定管理者の指定について
- 20 若松城天守閣の指定管理者の指定について
- 21 会津若松市麟閣の指定管理者の指定について
- 22 会津若松市営駐車場の指定管理者の指定について
- 23 会津若松市勤労青少年ホームの指定管理者の指定について
- 24 会津町方伝承館の指定管理者の指定について
- 25 都市公園の指定管理者の指定について

Ⅱ 条例案件

1 会津若松市復興産業集積区域における市税の課税免除に関する条例を廃止する条 例

この案件は、東日本大震災復興特別区域法の一部改正に伴い、条例を廃止しようとするものです。

(1) 廃止する条例 会津若松市復興産業集積区域における市税の課税免除に関する条例

(2) 施行期日等

- ① 公布の日から施行することとした。
- ② 必要な経過措置を定めることとした。
- ③ 令和3年3月31日までに市の指定を受けた事業者が、新型コロナウイルス 感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、同日までに課税免除の 対象となる施設の新設等ができなかった場合において、令和3年4月1日から 令和6年3月31日までの間に対象施設を新設等し、事業の用に供した場合は、 当該事業者に対して廃止前の条例第2条の規定を適用することとした。

2 福島県特定事業活動振興計画に基づく市税の課税免除に関する条例

この案件は、福島復興再生特別措置法の一部改正に伴い、条例を制定しようとするものです。

(1) 制定内容

対象者

復興庁令で定める事業分野(農林水産物の生産、加工、流通及び販売等に関する事業並びに観光旅客の来訪及び滞在の促進その他の福島県内における観光振興に資する事業)に属し、県が策定する「特定事業活動振興計画」に基づき、特定事業活動を実施する事業者として知事が指定する個人事業者又は法人

② 課税免除の対象となる固定資産 県が国に対して特定事業活動振興計画を提出した日(令和3年4月20日) から令和8年3月31日までの間に、特定事業活動の用に供するために取得し た家屋及び償却資産並びにこれらの敷地である土地

③ 課税免除期間 固定資産税を課すこととなる年度以後5年間

(2) 施行期日等

公布の日から施行し、特定事業活動振興計画の提出日(令和3年4月20日)以 後に特定事業活動施設等を新設又は増設したものについて適用することとした。 3 会津若松市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を 改正する条例

この案件は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に準じ、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

- ① 家庭的保育事業者等及びその職員は、事業の提供に当たり書面による記録、作成、保存等が求められている事項について、電磁的記録により行うことができることとした。
- ② その他、必要な条文の整理を行うこととした。
- (2) 施行期日 公布の日から施行することとした。
- 4 会津若松市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

この案件は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に準じ、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

- ① 特定教育・保育施設等は、事業の提供に当たり書面による記録、作成、保存等が求められている事項について、電磁的記録により行うことができることとした。
- ② 特定教育・保育施設等は、利用者への書面等の交付又は提出のほか、利用者からの同意の取得についても電磁的方法により行うことができることとした。
- ③ その他、必要な条文の整理を行うこととした。
- (2) 施行期日

公布の日から施行することとした。

5 会津若松市国民健康保険条例の一部を改正する条例

この案件は、健康保険法施行令の一部改正に準じ、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

被保険者が出産したときに当該被保険者が属する世帯の世帯主に支給する出産育児一時金の額を40万4千円から40万8千円に、当該額に加算する額の上限を1万6千円から1万2千円に改めることとした。

(2) 施行期日等

令和4年1月1日から施行し、同日以後に出産した被保険者に係る出産育児一時金から適用することとした。

Ⅲ 単行案件

1 会津若松市行仁コミュニティセンターの指定管理者の指定について

この案件は、会津若松市行仁コミュニティセンターの管理を行う指定管理者を指定するため、所要の措置を講じようとするものです。

- (1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設 会津若松市行仁コミュニティセンター
- (2) 指定管理者に指定する団体 会津若松市行仁町 5 番 32 号 会津若松市行仁コミュニティセンター管理運営委員会
- (3) 指定する期間 令和4年4月1日から令和8年3月31日まで
- 2 会津若松市日新コミュニティセンターの指定管理者の指定について

この案件は、会津若松市日新コミュニティセンターの管理を行う指定管理者を指定するため、所要の措置を講じようとするものです。

- (1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設 会津若松市日新コミュニティセンター
- (2) 指定管理者に指定する団体 会津若松市日新町8番28号 会津若松市日新コミュニティセンター管理運営委員会
- (3) 指定する期間 令和4年4月1日から令和8年3月31日まで

3 会津若松市城北コミュニティセンターの指定管理者の指定について

この案件は、会津若松市城北コミュニティセンターの管理を行う指定管理者を指定するため、所要の措置を講じようとするものです。

- (1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設 会津若松市城北コミュニティセンター
- (2) 指定管理者に指定する団体 会津若松市石堂町 10 番 65 号 会津若松市城北コミュニティセンター管理運営委員会
- (3) 指定する期間 令和4年4月1日から令和8年3月31日まで
- 4 会津若松市城西コミュニティセンターの指定管理者の指定について

この案件は、会津若松市城西コミュニティセンターの管理を行う指定管理者を指定するため、所要の措置を講じようとするものです。

- (1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設 会津若松市城西コミュニティセンター
- (2) 指定管理者に指定する団体 会津若松市材木町一丁目3番38号 会津若松市城西コミュニティセンター管理運営委員会
- (3) 指定する期間 令和4年4月1日から令和8年3月31日まで

5 会津若松市松長コミュニティセンターの指定管理者の指定について

この案件は、会津若松市松長コミュニティセンターの管理を行う指定管理者を指定するため、所要の措置を講じようとするものです。

- (1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設 会津若松市松長コミュニティセンター
- (2) 指定管理者に指定する団体 会津若松市一箕町松長四丁目 9 番地の 108 会津若松市松長コミュニティセンター管理運営委員会
- (3) 指定する期間 令和4年4月1日から令和8年3月31日まで
- 6 会津若松市真宮コミュニティセンターの指定管理者の指定について

この案件は、会津若松市真宮コミュニティセンターの管理を行う指定管理者を指定するため、所要の措置を講じようとするものです。

- (1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設 会津若松市真宮コミュニティセンター
- (2) 指定管理者に指定する団体 会津若松市真宮新町南三丁目 33 番地 会津若松市真宮コミュニティセンター管理運営委員会
- (3) 指定する期間 令和4年4月1日から令和8年3月31日まで

7 会津若松市鶴城コミュニティセンターの指定管理者の指定について

この案件は、会津若松市鶴城コミュニティセンターの管理を行う指定管理者を指定するため、所要の措置を講じようとするものです。

- (1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設 会津若松市鶴城コミュニティセンター
- (2) 指定管理者に指定する団体 会津若松市城東町1番47号 鶴城地区コミュニティづくり協議会
- (3) 指定する期間 令和4年4月1日から令和8年3月31日まで
- 8 会津若松市城南コミュニティセンターの指定管理者の指定について

この案件は、会津若松市城南コミュニティセンターの管理を行う指定管理者を指定するため、所要の措置を講じようとするものです。

- (1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設 会津若松市城南コミュニティセンター
- (2) 指定管理者に指定する団体 会津若松市東年貢一丁目 11 番 2 号 門田地区城南コミュニティづくり協議会
- (3) 指定する期間 令和4年4月1日から令和8年3月31日まで

9 会津若松市謹教コミュニティセンターの指定管理者の指定について

この案件は、会津若松市謹教コミュニティセンターの管理を行う指定管理者を指定するため、所要の措置を講じようとするものです。

- (1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設 会津若松市謹教コミュニティセンター
- (2) 指定管理者に指定する団体 会津若松市山鹿町1番22号 謹教地区コミュニティづくり協議会
- (3) 指定する期間 令和4年4月1日から令和8年3月31日まで

10 財産の無償譲渡について

この案件は、南花畑デイサービスセンターの建物を無償譲渡しようとするものです。

(1) 物件の所在 会津若松市南花畑2番58号

(2) 物件の概要

種類	構造	面積
デイサービスセンター	鉄筋コンクリート造	666. 18 m²
	2 階建	
車庫	鉄骨造	22. 80 m²
自転車置場	鉄骨造	8.53 m²

(3) 評価額 49,613,330円

(4) 譲渡の相手方 会津若松市神指町大字北四合字伊丹堂 62 番地 2 社会福祉法人博愛会 11 会津若松市北会津デイサービスセンターの指定管理者の指定について

この案件は、会津若松市北会津デイサービスセンターの管理を行う指定管理者を 指定するため、所要の措置を講じようとするものです。

- (1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設 会津若松市北会津デイサービスセンター
- (2) 指定管理者に指定する団体 会津若松市追手町5番32号 社会福祉法人会津若松市社会福祉協議会
- (3) 指定する期間 令和4年4月1日から令和8年3月31日まで

12 会津若松市天神ふれあいセンターの指定管理者の指定について

この案件は、会津若松市天神ふれあいセンターの管理を行う指定管理者を指定するため、所要の措置を講じようとするものです。

- (1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設 会津若松市天神ふれあいセンター
- (2) 指定管理者に指定する団体 会津若松市天神町 28 番 65 号 天神ふれあい協議会
- (3) 指定する期間 令和4年4月1日から令和8年3月31日まで

13 会津若松市北会津保健センターの指定管理者の指定について

この案件は、会津若松市北会津保健センターの管理を行う指定管理者を指定するため、所要の措置を講じようとするものです。

- (1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設 会津若松市北会津保健センター
- (2) 指定管理者に指定する団体 会津若松市追手町5番32号 社会福祉法人会津若松市社会福祉協議会
- (3) 指定する期間 令和4年4月1日から令和8年3月31日まで

14 会津若松市文化センターの指定管理者の指定について

この案件は、会津若松市文化センターの管理を行う指定管理者を指定するため、所要の措置を講じようとするものです。

- (1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設 会津若松市文化センター
- (2) 指定管理者に指定する団体 会津若松市城東町 12 番 1 号 公益財団法人会津若松文化振興財団
- (3) 指定する期間 令和4年4月1日から令和8年3月31日まで

15 會津風雅堂の指定管理者の指定について

この案件は、會津風雅堂の管理を行う指定管理者を指定するため、所要の措置を講じようとするものです。

- (1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設 會津風雅堂
- (2) 指定管理者に指定する団体 会津若松市城東町 12 番 1 号 公益財団法人会津若松文化振興財団
- (3) 指定する期間 令和4年4月1日から令和8年3月31日まで

16 会津能楽堂の指定管理者の指定について

この案件は、会津能楽堂の管理を行う指定管理者を指定するため、所要の措置を講じようとするものです。

- (1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設 会津能楽堂
- (2) 指定管理者に指定する団体 会津若松市城東町 12 番 1 号 公益財団法人会津若松文化振興財団
- (3) 指定する期間 令和4年4月1日から令和8年3月31日まで

17 会津若松市御薬園の指定管理者の指定について

この案件は、会津若松市御薬園の管理を行う指定管理者を指定するため、所要の措置を講じようとするものです。

- (1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設 会津若松市御薬園
- (2) 指定管理者に指定する団体 会津若松市追手町1番1号 一般財団法人会津若松観光ビューロー
- (3) 指定する期間 令和4年4月1日から令和8年3月31日まで

18 会津若松市市民スポーツ施設の指定管理者の指定について

この案件は、会津若松市市民スポーツ施設の管理を行う指定管理者を指定するため、所要の措置を講じようとするものです。

- (1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設 会津若松市民ふれあいスポーツ広場 会津若松市小松原多目的運動場 会津若松市河東総合体育館 会津若松市河東野球場 会津若松市河東テニスコート 会津若松市河東弓道場
- (2) 指定管理者に指定する団体 会津若松市門田町大字御山字村上 164 番地 一般財団法人会津若松市公園緑地協会
- (3) 指定する期間 令和4年4月1日から令和8年3月31日まで

19 会津若松市コミュニティプールの指定管理者の指定について

この案件は、会津若松市コミュニティプールの管理を行う指定管理者を指定するため、所要の措置を講じようとするものです。

- (1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設 会津若松市コミュニティプール
- (2) 指定管理者に指定する団体 会津若松市花畑東2番58号 株式会社会津インターナショナルスイミングスクール
- (3) 指定する期間 令和4年4月1日から令和8年3月31日まで
- 20 若松城天守閣の指定管理者の指定について

この案件は、若松城天守閣の管理を行う指定管理者を指定するため、所要の措置を講じようとするものです。

- (1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設 若松城天守閣
- (2) 指定管理者に指定する団体 会津若松市追手町1番1号 一般財団法人会津若松観光ビューロー
- (3) 指定する期間 令和4年4月1日から令和8年3月31日まで

21 会津若松市麟閣の指定管理者の指定について

この案件は、会津若松市麟閣の管理を行う指定管理者を指定するため、所要の措置を講じようとするものです。

- (1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設 会津若松市麟閣
- (2) 指定管理者に指定する団体 会津若松市追手町1番1号 一般財団法人会津若松観光ビューロー
- (3) 指定する期間 令和4年4月1日から令和8年3月31日まで

22 会津若松市営駐車場の指定管理者の指定について

この案件は、会津若松市営駐車場の管理を行う指定管理者を指定するため、所要の措置を講じようとするものです。

- (1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設 会津若松市営駐車場
- (2) 指定管理者に指定する団体 会津若松市追手町1番1号 一般財団法人会津若松観光ビューロー
- (3) 指定する期間 令和4年4月1日から令和8年3月31日まで

23 会津若松市勤労青少年ホームの指定管理者の指定について

この案件は、会津若松市勤労青少年ホームの管理を行う指定管理者を指定するため、所要の措置を講じようとするものです。

- (1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設 会津若松市勤労青少年ホーム
- (2) 指定管理者に指定する団体 会津若松市城東町 14 番 52 号 一般財団法人会津若松市勤労者福祉サービスセンター
- (3) 指定する期間 令和4年4月1日から令和8年3月31日まで

24 会津町方伝承館の指定管理者の指定について

この案件は、会津町方伝承館の管理を行う指定管理者を指定するため、所要の措置を講じようとするものです。

- (1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設 会津町方伝承館
- (2) 指定管理者に指定する団体 会津若松市和田一丁目 7番 16 号 特定非営利活動法人会津地域連携センター
- (3) 指定する期間 令和4年4月1日から令和8年3月31日まで

25 都市公園の指定管理者の指定について

この案件は、都市公園の管理を行う指定管理者を指定するため、所要の措置を講じようとするものです。

- (1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設 鶴ケ城公園内運動施設等 会津総合運動公園 背炙山公園 門田緑地 大川緑地 大川南四合緑地 蟹川緑地
- (2) 指定管理者に指定する団体 会津若松市門田町大字御山字村上 164 番地 一般財団法人会津若松市公園緑地協会
- (3) 指定する期間 令和4年4月1日から令和8年3月31日まで